

令和6年度協定締結医療機関等体制整備事業費補助金実施要綱（案）

1. 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10 年法律第114 号）（以下「法」という。）に基づき、都道府県と医療措置協定（法第36条の3 第1 項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

2. 事業の実施主体

法第36 条の3 の規定に基づき、道と協定を締結する病院の開設者とする。

3. 事業内容

- （1）法第36 条の2 第1 項第1 号の規定に基づく「流行初期期間」に「病床確保」の措置内容を含む協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院が実施する施設整備事業

○施設整備事業

ア. 病室の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等

イ. 病棟等の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置
- ・病棟入り口の扉の設置
- ・病棟のゾーニングを行うための改修 等

- （2）法第36 条の2 第1 項第2 号の規定に基づく「流行初期期間」に「発熱外来」の内容を含む協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院が実施する設備整備事業

○設備整備事業（新規購入及び増設する場合に限る。）

- ・HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）